豊島区児童相談所の開設について

資料1~3 (追加資料)

1. 施設概要

開設日:令和5年2月1日

所在地: 豊島区長崎三丁目6番24号

延床面積:3198.22㎡

構造・階層:鉄筋コンクリート造

地下1階、地上3階



【フロア構成図】

3階	児童相談所
2階	児童相談所
1階	長崎健康相談所·消防団施設
地下1階	長崎健康相談所

2. 開設決定から準備に向けた経緯

本区においては、令和4年1月に政令指定要請を終え、令和5年2月に本区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。この政令改正を受けて、令和5年2月1日に児童相談所を開設いたします。

刑DX V 1/こ	10X V / C O G 9 8				
	日付			内容	
平成2	平成28年 5月27日		27日	児童福祉法改正、特別区でも児童相談所が設置可能となる。	
平成2	8年1	0月	25日	政策経営会議で長崎健康相談所を改築して児童相談所を整備する旨の	
				意思決定	
			~以降	、工事・施設整備説明会(個別説明を含む)を実施~	
令和	4年	6月	14日	児童福祉法施行令の一部を改正する政令が6月14日に閣議決定され、同	
				月17日に政令が公布	
令和	5年	2月	1 日	豊島区児童相談所開設	

3. 開設までの主なスケジュール



4. 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会の審議経過及び今後の予定

日付	審議内容
令和3年5月13日	児童相談所業務システムによる個人情報の目的外利用・電算処理・システムの
	構築及び保守業務の委託
令和4年5月19日	児童相談所における夜間・休日電話相談受付業務委託
7月27日	・里親支援業務における個人情報の外部提供・電子計算機の結合・委託
	・一時保護所における食事提供業務委託
9月 8日	・里親支援業務における個人情報の外部提供・電子計算機の結合・委託
	・弁護士業務における委託
10~11月	・里親支援機関の指定を受けた受託事業者と契約手続き協議開始
	・弁護士と契約手続き協議開始
12月1日~	• 里親支援業務受託事業者 業務開始
	・弁護士業務受託事業者 業務開始

豊島区児童相談所

子どもにとっての『最善の利益』を実現するため、関係機関と連携して家族等への援助を行い、 問題を解決していく専門相談機関です。

▼ 相談の種類

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護 士等が連携し、一人ひとりに合わせた支援を行 います。

養護相談

- ・養育が困難になったときの相談
- ・児童虐待に関する相談など

障害相談

- ・愛の手帳の取得に関する相談
- ・子どもの発達に関する相談など

非行相談

- ・金銭持ち出し等に関する相談
- ・家出に関する相談など

育成相談

- ・子どもの行動に関する相談
- ・家庭内暴力の相談など

里親の相談

- ・養育家庭に関する相談
- ・特別養子縁組に関する相談など

▼一時保護

児童相談所は、子どもの心身の状況、置かれて いる環境やその他の状況を把握するため、 必要に応じて一時保護を行います。

子どもの権利を守る

・「豊島区子どもの権利に関する条例」に 基づき、一人ひとりの子どもを権利の主体 として尊重します。

安心・安全な生活を保障する

・子どもの食べる・寝る・遊ぶ・学ぶことを大切 にしながら家庭的な環境の中で生活します。

▼愛の手帳

愛の手帳とは、知的障害のある方が各種サービス(手当や制度 等)を受けるために交付される手帳です。

豊島区在住で18歳未満の方は、令和5年2月からは愛の手帳の 判定機関が豊島区児童相談所になります。

▼ 児童相談所の相談から支援の流れ

子ども 家族・親族 学校等 医療機関 警察 近隣住民 その他

児童相談所 家庭訪問 相 心理診断 談 調査 虐待等の通告 る診断 情報収集等

専門的な相談・診断等 社会診断

児童福祉司による社会調査

児童心理司による心理

検査等による判定

医学診断

医師による診察や検査によ

行動診断

一時保護による子どもの

状況の診断

総合的見地から 援助方針を立てる

総合診断

施設

家庭

支援を利用

家庭での生活ができない場合に 乳児院児童養護施設に入所

必要に応じて地域の子ども・子育て

里親

家庭での生活ができない場合に■

里親委託

豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 児童相談所に係る諮問事項

審議会 諮問済み

目的 外利用 児童相談所業務システムによる個人情報の 時保護所における食事提供業務 電算処理・ 間 委託に係る措置 委託に係る措置 休日電話相談業務 システムの構築及び保守業務

委託に係る措置

今回 諮問案件

里親支援業務

係る措置

結合に係る措置

児童福祉法第11条第1項第2号ト(4)に基づき、総合行政ネットワーク「LGWAN掲示板」を活用して、東京都および特別区児童相談所開設区間における里親候補者および里親委託候補児童のマッチングを図るための全都的な情報連携のための①外部提供②電子計算機の結合

措置。銀紙に係る

児童福祉法第11条第 1項第2号トおよび同 条第4項に基づき、 里親支援業務(里親 の普及啓発、リクル ート、里親向けサロ ン・研修の実施、相 談・支援等)を委託 弁護士業務

措置のほんの

児童福祉法第12条第 3項に基づき、同法 第28条及び第33条 第5項等法的知識を 要する業務(児童相 談所運営指針第2章 第4節より)並びに 法的対応が想定され る事案の対応を委託

総合行政ネットワーク(略称LGWAN)

(**LGWAN**→**L**ocal **G**overnment **W**ide **A**rea **N**etwork)

地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続し、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした**高度なセキュリティを維持した行政専用のインターネット網に接続されていないネットワーク**を活用した情報連携

①外部提供に係る措置 ②電子計算機の結合係る措置

里

親

委

託

候

補

児

童

関 関 各 す 親 児 相 童 候 诵 個 談 ਰ 所 談 情 所 \mathcal{O} 定

インターネット

【児童の意向の尊重】 児童相談所運営指針第4章第4節 5(1)(2)(3)に基づき対応

【里親候補者の個人情報提供】 区に提出する「宣誓書」等の文書により 同意を得た上で掲示板に掲示 LGWAN掲示板を活用して、児童にとり最善の養育 環境を提供するためのマッチングを図る情報連携

豊島区

組織内ネット ワーク (庁内LAN) 特別区児童相 談所設置区 組織内ネット ワーク (庁内LAN)

東京都および





【備考】

- 「東京都及び児童相談所設置区情報セキュリティ共通 手順書」に基づき実施
- ・取り扱いは区職員のみ(委託業者は利用不可)
- 担当職員によるアカウントの取得 (異動時には当該職員のアカウントは廃止)
- 児童相談所としての決定を受けての情報連携

里親支援業務委託及び連携

(児童福祉法第11条第1項第2号ト、 同法第11条第4項に基づく委託)

受託事業者

(児童福祉法第11条第5項に基づく守秘義務規定)

統括責任者

里親リクルーター

里親トレーナー

里親等委託調整員

里親等相談支援員

里親普及啓発、リクルート

里親・委託児童からの一義的な相談窓口、訪問支援

里親サロンの実施、未委託家庭訪問支援

里親研修、自立に向けた支援、措置解除後の相談援助

情報共有・連携



児童相談所業務システム

豊島区児童相談所 (里親担当職員)

親担当児童福祉司

- ·受託事業者の業務進捗管理·支援等
- ・チーム養育体制進行管理
- ・登録手続き
- マッチング事務
- ·自立支援計画作成



・受託事業者のシステムの使用に当たっては、①里親、②里親に委託されている児童及び委託 候補児童に関する情報の閲覧、訪問・相談等の入力に限定して権限を付与 (東京都の対応 に進ずる)

②区が、**受託事業者のシステムの閲覧履歴を定期的に確認**。権限が付与された対象者以外の閲覧がある場合、受託事業者に閲覧理由を確認





- ・東京都: 多摩・江東・立川各児童相談所にて社会福祉法人に里親支援業務を委託。<u>令和6年度までに、すべての東京都管内の児童相談所の</u> 里親支援業務を外部機関に委託予定。
- ・特別区児童相談所設置区:全ての特別区児童相談所において、社会福祉法人・一般社団法人など外部機関に里親支援業務を委託。

児童福祉法(抜粋)

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第四節 実施機関

- 第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- **二** 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる こと。
- ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- 二 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の 状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
- ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

- チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組(第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。)により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。
- ② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- ④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務(次項において「里親支援事業」という。)に係る 事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第六節 要保護児童の保護措置等

- 第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとする。
- ⑦ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する 研修を受けなければならない。
- 第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると 認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求め ることができる。
- ② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。
- **第二十七条** 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設(第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、第一項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

資料1~3(別添2)

(改正後全文)

子 発 0417 第 3 号 平成 31 年 4 月 17 日

【一部改正】令和2年1月30日子発0130第1号

【一部改正】令和3年6月7日子発 0607 第3号

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長

里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について

殿

家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。

このため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。

また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県(児童相談所)の業務として位置付けている。

平成30年7月6日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県(児童相談所)が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。

これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。

この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

おって、平成29年3月31日雇児発第0331第44号「里親支援事業の実施について」は、平成31年3月31日限りで廃止する。

(別紙)

里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱

第1 目的

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健 やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保 障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)(以下「里親等」という。)への委託を一層推進することが重要である。

この里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親 登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子ど もの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至 るまでの一貫した里親支援(以下「フォスタリング業務」という。)及び養子縁組 に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができると認めた者(以下「民間機関」という。)に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関(A型) として指定するものとする。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができると認めた者についても、里親支援機関(A型)として指定し、委託することができる。

また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であって、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関(B型)として指定すること。

第3 支援対象

本事業の支援対象は、里親等及び委託児童等とし、委託解除後の自立支援も含む。

第4 事業内容

1 里親制度等普及促進・リクルート事業

(1)趣旨

里親制度、ファミリーホーム及び養子縁組制度(以下「里親制度等」という。)の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者(以下「養親希望者」という。)を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者(以下「養親」という。)による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。

(2) 事業内容

里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

(3) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親になることを希望する者及び養親希望者(以下「里親等希望者」という。)に対する里親の役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者(以下、「里親リクルーター」という。)を配置することができる。

また、里親リクルーターの業務を補助する職員(リクルーター補助員)を配置することができる。

(4) 里親リクルーターの資格要件

里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第13条の 第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に 児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。)が①から④に該 当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 留意事項

- ① 講演会・説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演

会・説明会に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

③ 地域において児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者などを把握し、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村と連携したリクルート活動等に努めること。

2 里親研修・トレーニング等事業

(1) 趣旨

里親登録及び登録の更新に必要となる基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親や子どもを委託されている里親(以下、「未委託里親等」という。)に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

(2) 事業内容

必須事業として、次の①を行うこと。また、②及び③についても実施に努めること。

①基礎研修・登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとすること。

②未委託里親等に対するトレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次 の(ア)から(ウ)について継続かつ反復して実施すること。

- (ア) 事例検討・ロールプレイ
- (イ) 外部講師による講義の実施
- (ウ)施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習
- イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニング を終了した里親のリストを作成すること。
- ③フォスタリング業務職員研修参加促進事業

都道府県は、フォスタリング業務に携わる職員(児童相談所及び民間機関

の職員)の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。

- ア 研修に関する情報提供
- イ 研修希望者の登録
- ウ 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給

(3) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、(2)の①及び②の主たる担当者として里親トレーニング担当職員(以下、「里親トレーナー」という。)を配置することができる。

里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング 状況を報告すること。

また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから研修及びトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

(4) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は、第3の1の(4)の①から5のいずれかに該当する者とする。

(5) 留意事項

- ① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子 愛育会に委託することができること。
- ③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。
- ④ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、 十分配慮すること。
- ⑤ (3)の②のアの(ア)に定める事例検討における事例の設定については、 未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等 の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。

3 里親委託推進等事業

(1) 趣旨

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。

(2) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うこととする。

①里親とのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補 里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。

②自立支援計画の作成

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「ファミリーホーム」という。) へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

①里親等委託調整員等の配置

事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳児院等の児童福祉施設(以下「施設」という。)、市町村を含む関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。

また、里親等委託調整員の業務を補助する職員(委託調整補助員)を配置することができる。

②里親委託等推進委員会の設置

- ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者や市町村の子育て支援担当職員等に対し本委員会への参加を依頼すること。
- イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里 親委託等に関する目標を設定すること。
- ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。
- エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。
- オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親 又はファミリーホームに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(4) 里親等委託調整員の資格要件

里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者であって、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 事業の実施方法

①里親とのマッチング

ア 委託候補里親の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」

の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親と の交流や関係調整を十分に行うこと。

- イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。
- ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるな ど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。
- ②里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成
 - ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。
 - イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。
 - ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について 客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。

4 里親訪問等支援事業

(1)趣旨

里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりをもち、孤立しないことが重要である。

このため、里親等(里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。以下4(1)、(2)、(3)及び(5)において同じ。)に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

(2) 事業内容

この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③及 び④についても実施に努めること。

①里親等への訪問支援

現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアや子育て短期支援事業(以下「レスパイト・ケア等」という。)など短期間養育している里親、ファミリーホームからの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者(以下「援助者」という。)を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家

事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親やファミリーホームに対するレスパイト・ケアについて、里 親やファミリーホームとこれを受入れる里親やファミリーホームや施設の 間の調整を行う。

②里親等による相互交流

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを 行う等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

③親子の再統合に向けた面会交流支援

親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行う。

④夜間・土日の相談支援体制の整備

平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。

(3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。

また、里親等相談支援員の業務を補助する職員(相談支援員補助員)を配置することができる。

併せて、里親等へ委託された子どもであって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

(4) 担当者の資格要件

- ① 里親等相談支援員の資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。
- ② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 事業の実施方法

①里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子(以下「委託された子ども等」という。)の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

- イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整 を行い、援助の期間、内容などを決定すること。
- ウ 援助者は、里親経験者など子どもの養育に経験のある者であって、当該 里親等や当該里親等に委託されている子ども等と面識があるなど、当該委

託されている子ども等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

- エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安 を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、 適切な援助が受けられるよう留意すること。
- オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託 された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合 には、速やかに児童相談所に報告すること。
- カ 援助者は里親等相談支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。
- キ 里親等が円滑にレスパイト・ケア等を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。

②里親等による相互交流

- ア 相互交流は定期的に実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親 担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里 親経験者などに参加を求めるものとすること。
- イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものと し、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里 親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。
- ③親子の再統合に向けた面会交流支援
 - ア 保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。
 - イ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意すること。
 - ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流 の重要性等について十分に説明すること。
 - エ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な 対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。

④夜間・土日の相談支援体制の整備

- ア 平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民 の祝日及び休日(以下「夜間休日等」という。)の相談支援体制を整備す ること。
- イ 24 時間 365 日の相談支援を実施する場合においては、夜間休日等について、年間を通じて相談支援体制を整備すること。
- ウ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。
- エ 外部委託や宿日直職員の配置等により相談を受け、必要に応じて、適切 な指導や助言を行える者に繋げる等の手法も可能とする。

オ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知すること。

5 里親等委託児童自立支援事業

(1) 趣旨

里親等において、進学・就職等の自立支援及び委託解除後のアフターケアは 重要である。里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継 続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の 自立に向けた支援の充実を図る。

(2) 事業内容

この事業は、次の①から⑥を行うものとする。

- ①自立支援計画作成への助言及び進行管理
- ②児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、 他施設や関係機関との連携
- ③高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又就労支援等
- ④委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ⑤委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助
- ⑥その他子ども等の自立支援に資する業務
- (3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として自立支援担当支援員を配置して実施すること。

(4) 自立支援担当支援員の資格要件

自立支援担当支援員の資格要件は、第4の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

(5) 事業の実施方法

- ① 自立支援担当支援員は、委託解除前及び進学又は就職により委託解除した 18 歳以上の者(義務教育終了後就職により委託解除した者又は委託解除後に 離職、退学する等自立支援が必要と都道府県等が認めた者を含む)(以下「アフターケア対象者」という。)への支援を実施すること。
- ②自立支援担当支援員は、次のいずれかの方法で支援を行うこと。 ア アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援を行う。

イ アフターケア対象者がフォスタリング機関等を来所し、相談支援を行 う。

ウ アフターケア対象者に対して電話やメール等により相談支援を行う。

6 共働き家庭里親委託促進事業

(1)趣旨

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、 当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働 き家庭における里親委託の促進を図る。

(2) 事業内容

里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託された子どもの養育と就業との両立が可能となるような取組(以下「取組」という。)について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

(3) 留意事項

- ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里 親の意見を十分に踏まえること。
- ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する 民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる 民間企業等の開拓に努めること。
- ③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

7 障害児里親等委託推進モデル事業

(1)趣旨

子どもの最善の利益を実現していくため、障害の有無を問わず、全ての子どもが家庭的な環境で養育される必要があり、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制を構築することが重要となっている。

このため、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

(2) 事業内容

この事業は、次の①から④を行うものとする。

- ①障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握
- ②障害児施設との連絡調整
- ③障害児施設職員との連携による支援
- ④その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援
- (3) 事業の採択及び実施状況報告について

上記(2)の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までに厚生労働省に報告すること。なお、報告された実施状況については、厚生労働省が関係する会議(全国部局長会議等)や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があるものとする。

8 里親等委託推進提案型事業

(1)趣旨

里親等委託推進に向けて意欲的に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の一層の推進を図る。

(2) 事業内容

都道府県等が提案する里親等委託推進に向けた先駆的な取組であって、厚生 労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用 を補助する。

(3) 事業の実施要件

①対象事業

この事業は、(4)に定める評価指標を設定の上、次のアからウまでのいずれかに該当する先駆的な事業を対象とする。

- ア 里親等委託の促進を図る事業
- イ 特別養子縁組の促進を図る事業
- ウ その他特に里親等委託推進に資すると考えられる事業
- ②事業周知のための広報媒体の作成
 - ア 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
 - イ 広報媒体については、全国会議(部局長会議等)や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。

(4) 評価指標(KPI)の設定等

- ① 事業の実施にあたり、提案する事業に関連した評価指標(KPI)を設定すること。
- ② 評価指標 (KPI) は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組 内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
- ③ ①により設定した評価指標(KPI)を達成できなかった場合は、その原因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。

(5) 事業の採択及び実施状況報告について

上記(3)①の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。

事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までに厚生労働省に報告すること。

第5 事業の実施に当たっての留意事項等

1 統括責任者の配置

第3の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を 統括する者(以下「統括責任者」という。)を配置することができる。

統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第3の1の(4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

なお、一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましいこと。

2 市町村連携コーディネーターの配置

第4の1から5の事業等について、地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、市町村と連携した活動をすることができる。

コーディネーターは、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第4の1の (4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。

なお、次の(1)から(5)までの取組を通して市町村との連携を図ること。

- (1) 地域資源を通じてターゲットを絞った里親のリクルート活動の実施
- (2) 児童相談所が保有する里親情報の共有
- (3) 地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用
- (4) 子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援
- (5) その他市町村との連携に資する取組

3 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

4 里親支援機関等の守秘義務

法第 11 条第 1 項第 2 号へにおいては、都道府県(児童相談所)における里親に関する業務が規定され、同条第 4 項及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 1 条の 41 で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第 11 条第 5 項においてその守秘義務が規定されている。

また、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関(B型)として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。

なお、里親会やNPO法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関(B型)として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らし

てはならないこと。

- (2)個人情報が記された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3)個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) (1) から(4) の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、 適切に保護し、管理すること。
- 5 養子縁組民間あっせん機関への委託

養子縁組里親等への支援については、養子縁組民間あっせん機関(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 28 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。)に委託可能であること。

6 フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

事業の実施に当たっては、『「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について』(平成30年7月6日子発0706第2号)の別添「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

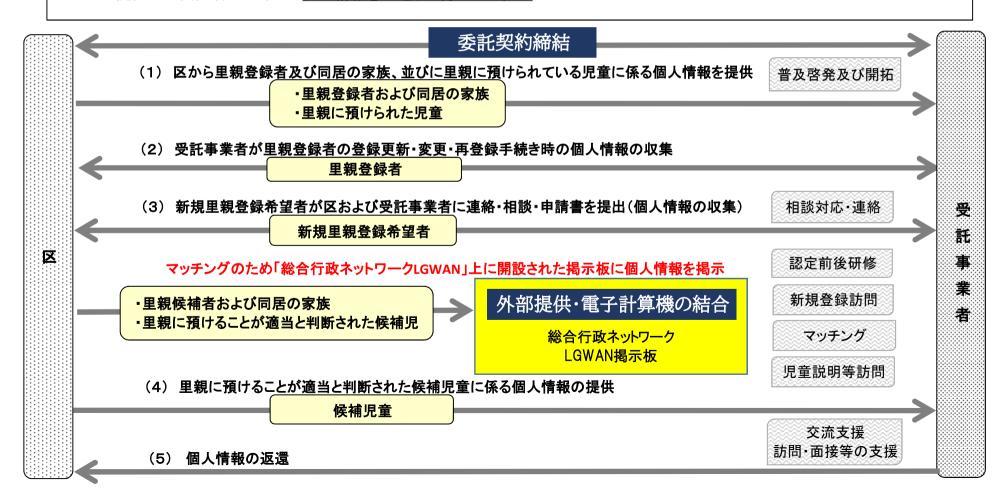
第6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

里親支援業務(里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)実施委託の流れ

今回諮問事項

- (1)区から受託事業者へ里親登録者及び同居の家族、並びに里親に預けられている児童に係る個人情報を提供する際の取り扱い
- (2)受託事業者が里親登録者の登録更新・変更・再登録手続き時に必要な個人情報を収集する際の取り扱い
- (3)区および受託事業者が里親登録希望者から必要な個人情報を収集する際の取扱い
- (4)区から受託事業者へ里親に預けることが適当と判断された候補児童に係る個人情報を提供する際の取り扱い
- (5)区が提供又は受託者が収集した個人情報を返還する際の取り扱い



諮問資料 (外部提供)

令和4年7月27日

子育て支援課

1 件 名	里親支援業	 き務における東京都及び特	別区児童相談所	所設置区への個人情報の外部提供		
	東京都及び特別区児童相談所開設区に対し、①里親候補者及び同居の家 1 内 容 族、②里親に預けることが適当と判断された候補児童に係る個人情報を外 部提供し、適切なマッチング手続きを行う。					
	2 対象者等	対象者等 ①里親候補者及び同居の家族 ②里親に預けることが適当と判断された候補児童				
	3 提供先	東京都及び特別区児童	相談所設置区			
2 業務の概要	4 提供方法		相談所設置区の	リケーションの一つである「LGWAN掲 のみが利用できる専用の掲示板によ		
	5 提供理由	里親候補者及び同居の家族並びに里親に預けることが適当と判断された 候補児童のマッチング事務は東京都及び児童相談所開設区の事務とされて 提供理由 おり、この処理に必要な各情報を、東京都及び児童相談所設置区のみが利 用できる「総合行政ネットワークLGWAN」が提供する基本的なアプリケー ションの一つである「LGWAN掲示板」上に提供する必要があるため。				
	6 法令等	令等 別紙「児童福祉法」第3条の2、第11条第1項第2号ト(4)、第25条の2第2 項、第25条の3第1項・第2項				
	類 型		事例			
			業務	タ 個人情報の項目		
3 一括承認基準の該当 の有無	類型なし		該当なし			
4 過去の類似案件	該当なし					
5 諮問理由	新規事業であり、一括承認基準に該当がないため					
		提供するもの	理由			
6 取り扱う個人情報	別紙のとおり		別紙のとおり			
7 外部提供する時期 及び期間	本審議会の承認後、豊島区児童相談所開設以降とする。					

取り扱う個人情報

里親候補者及び同居の家族に関する情報

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	項目名(里親候補者)
1	登録種別
2	里親登録年月日
3	里親登録番号
4	新規登録研修実施年月日
5	更新期限
6	里親カナ氏名
7	里親氏名
8	補助者力ナ氏名
9	補助者氏名
10	国籍(外国籍の場合)
11	カナ通称名(外国籍の場合)
12	通称名(外国籍の場合)
13	郵便番号•住所
14	生年月日
15	性別
16	家族構成•家庭生活状況等
17	職業
18	健康状況(既往症、手術等)
19	住居所有形態
20	建物構造(戸建・アパート・マンション・その他)
21	建物階数·居住階数
22	住居の状況(地域環境、居室数、間取り、和室・洋室畳数、住居専用面積)
23	研修受講歴
24	前年所得額・収入額・支出額
20	資産額(預金額、資産、不動産含む)
26	負債額、毎月返済額、返済期間(年月)
27	ペットの有無
28	希望児童性別
29	希望児童年齢
30	受託希望期間
31	受託希望動機
32	養育方針
33	子どもの養育経験・受託経験
34	家族・親族の理解度
35	養育解除後の意向
36	資格(児童に係る支援活動等の有無を含む)
37	趣味・嗜好

38 担当児童相談所・担当児童福祉司名

里親候補者及び同居の家族に関する情報

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	項目名(里親候補者の同居の家族)
1	性別
2	生年月日
3	続柄
4	職業(学年)

里親に預けることが適当と判断された候補児童に関す る情報

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	項目名(里親に預けることが適当と判断された候補児童)
1	カナ氏名
2	氏名
3	国籍(外国籍の場合)
4	カナ通称名(外国籍の場合)
5	通称名(外国籍の場合)
6	生年月日
7	学年
8	性別
9	健康状況
10	援助方針会議の決定年月日
11	措置理由
12	措置年月日
13	措置変更年月日
14	措置解除年月日
15	措置停止等年月日
16	措置停止等終了年月日
17	候補児童が在籍している施設名
18	希望する養育家庭の状況等
19	候補児童とした理由及び児童の家族状況
20	児童の状況
21	担当児童相談所、担当児童福祉司名

諮問資料 (電子計算機の結合)

令和4年7月27日

子育て支援課

1 件 名	里親支援業務における外部の電子計算機との回線結合					
	「総合行政ネットワークLGWAN」(以下「LGWAN」という。)が提供する基本的なアプリケーションの一つである「LGWAN掲示板」上の東京都及び児					
	2 対象者等	2 対象者等 ②里親候補者及び同居の家族 ②里親に預けることが適当と判断された候補児童				
2 業務の概要	3 相手先	東京都及び特別区児童	重相談所設置区			
2 *150114.4	4 結合方法	「LGWAN」が提供する基本的なアプリケーションの一つである「LGWAN掲示板」に東京都及び児童相談所設置区のみが利用できる専用の掲示板があり、その掲示板を利用する。				
	5 理 由	東京都及び児童相談所設置区の保有する里親候補者及び里親に預けることが適当と判断された児童に関する状況を共有することで、より適切なマッチングをはかり、児童の最善の利益を保障するため。				
			事例			
		類 型	業務	务	個人情報の項目	
3 一括承認基準の該当 の有無	類型なし		該当なし			
4 過去の類似案件	該当なし					
5 諮問理由	新規事業であり、一括承認基準に該当がないため					
		電子計算機と結合するも		理由		
6 取り扱う個人情報	別表のとおり		別表のとおり		ş y	
7 電子計算機の結合 する時期及び期間	本審議会の承認を経て、児童相談所開設以降継続して結合する。					

取り扱う個人情報

里親候補者及び同居の家族に関する情報

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	項目名(里親候補者)
1	登録種別
2	里親登録年月日
3	里親登録番号
4	新規登録研修実施年月日
5	更新期限
6	里親カナ氏名
7	里親氏名
8	補助者力ナ氏名
9	補助者氏名
10	国籍(外国籍の場合)
11	カナ通称名(外国籍の場合)
12	通称名(外国籍の場合)
13	郵便番号·住所
14	生年月日
15	性別
16	家族構成·家庭生活状況等
17	職業
18	健康状況(既往症、手術等)
19	住居所有形態
20	建物構造(戸建・アパート・マンション・その他)
21	建物階数・居住階数
22	住居の状況(地域環境、居室数、間取り、和室・洋室畳数、住居専用面積)
23	研修受講歴
24	前年所得額·収入額·支出額
25	資産額(預金額、資産、不動産含む)
26	負債額、毎月返済額、返済期間(年月)
27	ペットの有無
28	希望児童性別
29	希望児童年齢
30	受託希望期間
31	受託希望動機
32	養育方針
33	子どもの養育経験・受託経験
34	家族・親族の理解度
35	養育解除後の意向
36	資格(児童に係る支援活動等の有無を含む)
37	趣味·嗜好

38 担当児童相談所・担当児童福祉司名

里親候補者及び同居の家族に関する情報

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	項目名(里親候補者の同居の家族)
1	性別
2	生年月日
3	続柄
4	職業(学年)

里親に預けることが適当と判断された候補児童に関す

処理業務:東京都及び他児童相談所設置区との情報共有

	 項目名(里親に預けることが適当と判断された候補児童)
1	カナ氏名
2	氏名
3	国籍(外国籍の場合)
4	カナ通称名(外国籍の場合)
5	通称名(外国籍の場合)
6	生年月日
7	学年
8	性別
9	健康状況
10	援助方針会議の決定年月日
11	措置理由
12	措置年月日
13	措置変更年月日
14	措置解除年月日
15	措置停止等年月日
16	措置停止等終了年月日
17	候補児童が在籍している施設名
18	希望する養育家庭の状況等
19	候補児童とした理由及び児童の家族状況
20	児童の状況
21	担当児童相談所、担当児童福祉司名

諮問資料 (業務委託)

令和4年7月27日 子育て支援課

			1月で久汲杯		
1 件 名	児童相談所における里親支援業務(里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)に関する業務委 託に係る措置				
	本業務は、「児童福祉法」第11条第1項第2号ト及び第11条第4項の規定による里親支援業務 の実施委託である。				
	1 内 容	第3号の規定、並びに「令 括支援(フォスタリング) の普及啓発、開拓、研修、	2、第11条第1項第2号ト、第11条第4項及び第27条第1項 和3年6月7日付 厚生労働省子ども家庭局長 里親養育包 事業の実施について」の通知を基に、里親支援(里親 支援等)に関する業務を委託により実施する。 里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)実施委託の流		
2 業務の内容	2 該当者等 登録済み里親および同居の家族、里親を希望する豊島区民および同居の家族、 里親に預けられている児童、里親に預けることが適当と判断された児童				
	上記「1.内容」にあるとおり、児童福祉法では、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならないとしており、里親等への多話及び里親への一貫した支援を行うことを求めている。これらの実現に向けて、既に里親に関する業務を効果的に実施するためのノウハウを持つ事業者に業務を委託することで、より質の高い里親業務が期待でき、結果的に子どもの最善の利益につながると考えられるため。				
	4 効 果	里親の普及啓発の促進、 ることで子どもの最善の和	質の高い里親養育の実現、家庭に近い環境で養育され 川益を保障		
			特定個人情報の項目		
3 一括承認基準の 該当の有無		類型無し	該当無し		
4 過去の類似案件	なし				
5 諮問理由	本事業は新規事業であり、一括承認基準に該当しないため。				
6 取り扱う個人情 報	別表『6「	取り扱う個人情報」の項目	』のとおり		
7 情報の保護	別紙1「個人情報等 特記事項」のとおり (変更した条項 別表『7「情報の保護」の項目』のとおり)				
8 審議する対象範囲	別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。 (1)区から受託事業者へ里親登録者に係る個人情報を提供する際の取り扱い (2)受託事業者が里親登録者の登録更新・変更・再登録手続き時に必要な個人情報を収集する 際の取り扱い (3)区および受託事業者が里親登録希望者から必要な個人情報を収集する際の取扱い (4)区から受託事業者へ里親に預けることが適当と判断された候補児童に係る個人情報を提供する際の扱い (5)区が提供又は受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取扱い				
9 委託先	都道府県から里親支援機関の指定を受けた民間事業者				
10 契約締結予定日	本審議会承認後、12月を目途とする。				
	4				

6 「取り扱う個人情報」の項目

	っ個人情報」の項目 業者に提供する情報	理 由
I 区かり争え		理由
	① 力ナ氏名	
	② 氏名	
	③ 補助者カナ氏名	
	④ 補助者氏名	
	⑤ カナ通称名(外国籍の場合)	
	⑥ 通称名(外国籍の場合)	
	⑦ 生年月日	
	⑧ 年齢	
	9 性別	
	⑩ 郵便番号・住所	
	⑪ 電話番号	
	① メールアドレス	
	③ 両親	
	⑭ 兄弟・姉妹	
	⑤ 成育歴(学歴・職歴等)	
	⑥ 家族構成	
	① 里親登録番号	
	118 里親登録年月日	
	⑨ 里親登録種別	
里	② 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方)	
親	② 健康状況 (既往症・手術等)	
親 登 録 者	② 家庭生活状況 (夫婦関係、親子関係、実子の生育状況等)	
者	② 家庭環境	措置児童を養育している里親に関す
^	②	る基礎的な情報を把握することで、適切な対応を行う上で必要な情報であるため。 また、児童を未だ委託していない里親についても基礎的な情報を把握向必要があることと、今後の受託にテムを候補児童と里親との適切なマッあるた候補児童と目親との適切なマッあるため。
<u>の</u>	型 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
研 修	里 ③ 住居所有形態 親 ② 独物様体(言語・スピート・スンション・スの他)	
	登 ② 建物構造 (戸建、アパート、マンション、その他) 録 ② 建物階数・居住階数	
支 援		
援 •	者 <a>② 住居の状況(地域環境、居室数、間取り、和室・洋室畳数、住居 専用面積、土地・家屋の評価額)	
相		
談	③ 趣味·嗜好	
業 務	③ 前年所得額・収入額・支出額	
等	② 資産額(預貯金、資産、不動産)	
	③ 負債額・毎月返済額・返済期間(年月)	
	③ ペットの有無	
	③ 希望動機	
	③ 子育て経験の有無	
	③ 千月で性級の有無 ③ 希望児童性別	
	③ 布里尔里住加	
	⑨ 受託希望期間	
	④ 里子の養育に関する考え方	
	④ 家族・親族の理解度	
	⑩ 自身から見たパートナー(里父から見た里母、里母から見た里父など)	
	④ 研修受講時に保育が必要な児童の氏名・年齢・性別・特記事項	
	④ 更新期限	
	働 過去の里親経験・受託歴働 過去の研修受講歴	
	④ 過去の里子の養育状況	
	⑱ 養育解除後の意向	
	④ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当	
	たって事前に区と協議し、区の承認を得たもの	

区から	事業者	に提供する情報	理由
		① カナ氏名	
		② 氏名	里親に預けられている児童の情報を 提供することは、里親と里子のより良 い関係を構築する上で必要な情報であ るため。
		③ 国籍(外国籍の場合)	
		④ カナ通称名	
		⑤ 通称名	
		⑥ 生年月日	
		⑦ 年齢	
		⑧ 性別	
	里	⑨ 健康状況(既往症・アレルギー等)	
	親 に	⑩ 所属(学校等)・学年	
	預	① 児童の状況(成育歴等)	
	け	② 援助方針会議の決定年月日	
	られ	③ 措置理由	
	て	·····································	
	いる	⑤ 措置変更年月日	
_	児	⑥ 措置解除年月日	
里 朝	童	① 措置停止等年月日	
里 親 登 録		1	
録 者		⑩ 児童が在籍している施設名	
^		② 希望する養育家庭の状況等	
の		② 候補児童とした理由及び児童の家族状況	
支 援		② 支援目標等	
		② 担当児童相談所・担当児童福祉司名	
相談		② その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当	
. [たって事前に区と協議し、区の承認を得たもの	
マッ		 カナ氏名 	里親候補者と里子に預けることが適当と判断された候補児童の適切なマッチングを行う上で必要な情報であるため。
チ		② 氏名	
ング		③ 国籍(外国籍の場合)	
		④ カナ通称名	
交流		⑤ 通称名	
支	里朝	⑥ 生年月日	
援	親 に	⑦ 年齢	
業務	預 け	⑧ 性別	
務 等		⑨ 健康状況	
	ること	⑩ 所属(学校等)・学年	
	が	① 児童の状況(成育歴等)	
	適当と	① 援助方針会議の決定年月日	
	≡ ح	③ 措置理由	
	判	④ 措置年月日	
	断 さ	⑤ 措置変更年月日	
	れ	⑥ 措置解除年月日	
	たほ	① 措置停止等年月日	
	候 補	⑧ 措置停止等終了年月日	
	児	⑲ 児童が在籍している施設名	
	童	⑩ 希望する養育家庭の状況等	
		② 候補児童とした理由及び児童の家族状況	
		② 支援目標等	
		② 担当児童相談所・担当者名	
		② その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当	
		たって事前に甲と協議し、甲の承認を得たもの	

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第1条 里親支援業務(里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)に関する業務の受託事業者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する豊島区(以下「甲」という。)の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

- 第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことが できるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをし てはならない。
 - (1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報

【里親登録者】

- ① カナ氏名
- ② 氏名
- ③ 補助者カナ氏名
- ④ 補助者氏名
- ⑤ カナ通称名(外国籍の場合)
- ⑥ 通称名(外国籍の場合)
- ⑦ 生年月日
- 8 年齢
- 9 性別
- ⑩ 郵便番号・住所
- ① 電話番号
- ① メールアドレス
- 13 両親
- ① 兄弟·姉妹
- (b) 成育歴 (学歴·職歴等)
- 16 家族構成
- ① 里親登録番号
- 18 里親登録年月日
- 19 里親登録種別
- ② 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方)
- ②1 健康状況 (既往症・手術等)
- ② 家庭生活状況 (夫婦関係等、親子関係、実子の生育状況等)
- ② 家庭環境
- ②4 職業·勤務先·勤務状況
- 25 住居所有形態

- ② 建物構造 (戸建、アパート、マンション、その他)
- ② 建物階数 · 居住階数
- ② 住居の状況(地域環境、居室数、間取り、和室・洋室畳数、住居専用面積、土地・家屋の評価額)
- ② 資格(児童に係る支援活動等の有無を含む)
- 30 趣味·嗜好
- ③1 前年所得額·収入額·支出額
- ③ 資産額 (預貯金、資産、不動産)
- ③ 負債額、毎月返済額、返済期間(年月)
- 34 ペットの有無
- ③ 希望動機
- ③6 子育て経験の有無
- ③ 希望児童性別
- 38 希望児童年齢
- ③ 受託希望期間
- 40 里子の養育に関する考え方
- 41) 家族・親族の理解度
- ② 自身から見たパートナー (里父から見た里母、里母から見た里父など)
- 43 研修受講時に保育が必要な児童の氏名・年齢・性別・特記事項
- 44 更新期限
- 45 過去の里親経験・受託歴
- 46 過去の研修受講歴
- 47 過去の里子の養育状況
- 48 養育解除後の意向
- ④ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に 甲と協議し、甲の承認を得たもの

【里親に預けられている児童及び里親に預けることが適当と判断された候補児童】

- ① カナ氏名
- ② 氏名
- ③ 国籍(外国籍の場合)
- ④ カナ通称名
- ⑤ 通称名
- ⑥ 生年月日
- **⑦** 年齢
- 8) 性別
- ⑨ 健康状況 (既往歴・アレルギー等)
- ⑩ 所属 (学校等)・学年
- ① 児童の状況(成育歴等)
- ① 援助方針会議の決定年月日
- ① 措置理由
- 14) 措置年月日
- ⑤ 措置変更年月日

- 16 措置解除年月日
- ① 措置停止等年月日
- 18 措置停止等終了年月日
- ⑨ 児童が在籍している施設名
- ② 希望する養育家庭の状況等
- ② 候補児童とした理由及び児童の家族状況
- 22 支援目標等
- 23 担当児童相談所・担当児童福祉司名
- ② その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に 甲と協議し、甲の承認を得たもの
- (2) 受託業務の処理のために乙が区と連携して収集する次の個人情報

【里親登録希望者】

- ① カナ氏名
- ② 氏名
- ③ 補助者カナ氏名
- ④ 補助者氏名
- ⑤ カナ通称名(外国籍の場合)
- ⑥ 通称名(外国籍の場合)
- ⑦ 生年月日
- 8 年齢
- 9 性別
- ⑩ 郵便番号・住所
- ① 電話番号
- ① メールアドレス
- (13) 両親
- 14 兄弟・姉妹
- (5) 成育歴 (学歴・職歴等)
- 16 家族構成
- ① 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方)
- 18 健康状況 (既往症・手術等)
- ⑨ 家庭生活状況 (夫婦関係、親子関係、実子の生育状況等)
- 20 家庭環境
- ②1 職業·勤務先·勤務状況
- 22 住居所有形態
- ② 建物構造(戸建、アパート、マンション、その他)
- ②4 建物階数·居住階数
- ② 住居の状況(地域環境、居室数、間取り、和室・洋室畳数、住居専用面積、土地・ 家屋の評価額)
- ②6 資格(児童に係る支援活動等の有無を含む)
- ② 趣味・嗜好
- ②8 前年所得額・収入額・支出額
- 29 資産額(預貯金、資産、不動産)

- ③ 負債額・毎月返済額・返済期間(年月)
- ③1) ペットの有無
- ③ 希望動機
- ③ 子育て経験の有無
- 34 希望児童性別
- ③ 希望児童年齢
- ③ 受託希望期間
- ③ 里子の養育に関する考え方
- ③8 家族・親族の理解度
- ③ 自身から見たパートナー (里父から見た里母、里母から見た里父など)
- ⑩ 研修受講時に保育が必要な児童の氏名・年齢・性別・特記事項
- 41) 過去の里親経験・受託歴
- ④ 過去の研修受講歴
- 43 過去の里子の養育状況
- ④ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、収集に当たって事前に 甲と協議し、甲の承認を得たもの
- 2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者の氏名を、あらかじめ甲に報告しなくてはならない。変更するときも同様とする。なお、作業責任者は、個人情報の取り扱いが適正に実施されるよう、作業従事者を監督しなければならない。

(受託業務に従事する者の義務)

- 第3条 乙は、受託業務に従事している者又は従事していた者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。
- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。
- 3 乙は、作業従事者及び作業責任者から守秘義務遵守等についての誓約書を徴し、その 写しを区に提出する。

(セキュリティ対策の整備義務)

- 第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。
- 2 乙は、受託業務に従事している者に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を従事前及び従事後において定期的に実施し、その結果を区へ報告しなければならない。なお、内容の理解を確立するために、受託現場の業務において漏えい事故の起きやすいポイントを整理し、実現場における個人情報取り扱いに対する意識を高めることや、内容の理解度について適宜確認テストを行い、理解度を確認するなど工夫をこらすこと。

(目的外利用の制限)

- 第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報(以下「取り扱う個人情報」という。) を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。ただし、区民等の福祉の向上のために特に必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その利用目的、利用方法、利用期間等を甲に通知しなければならない。

(外部提供の禁止)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

- 第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。
- 2 乙は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲 に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を監督するとと もに、甲の求めに応じて、監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(複写又は複製の制限)

- 第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 乙は、甲の承認を受けて複写又は複製したときは、業務の処理終了後直ちに複写又は 複製した当該個人情報を消去・破棄又は破砕等の処理を行って解読不可能な状態とし、再 生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(持ち出しの制限)

- 第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受 託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この 限りではない。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等 を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の保管及び管理について施錠できる保管庫又は施錠可能若しくは入退 管理の可能な保管室に格納するなど善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情 報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、 速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第 1 1条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報 特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、 乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の 立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、 乙はこれに応じなければならない。なお、甲から個人情報に係る事項に関して指摘事項 があった場合、速やかに文書にて改善策を提出し、実行しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、 証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて 当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、 その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたと きは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。 (罰則)

- 第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。
 - (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - (2) 業務を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)又は人
 - 100万円以下の罰金
- 第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を 図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。
 - (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - (2) 業務を受託した法人又は人 50万円以下の罰金

諮問資料 (業務委託)

令和4年9月8日 子育て支援課

			子育て支援課			
1 件 名	児童相談院	所における弁護士業務委託に	こ係る措置			
2 業務の内容	本業務は、平成28年に改正された「児童福祉法」第12条3項の規定により、弁護士配置が 義務化された。児童福祉に精通した弁護士に業務委託を実施するものである。					
	1 内 容	①児童福祉法第28条により施設入所等の措置の承認を家庭裁判所に求めるケース②児童福祉法33条の7、児童虐待防止法11条6項により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行って保護する必要があるため家庭裁判所に請求するケース③児童福祉法33条5項により引き続いての一時保護の承認を家庭裁判所に求めるケース④児童福祉法27条1項4号により少年審判を求めて家庭裁判所に送致するケース⑤児童福祉法27条の3により強制的な措置を必要とするため家庭裁判所に送致するケース⑥警察から捜査関係事項照会を受けたケース⑦保護者が弁護士をつけたケース ②弁護士の法的知識を前提とした説得的な指導が必要なケース ③その他、法律に関する専門的な知識経験を必要とするケース				
	2 該当者等					
	3 委託理由	平成16年児童福祉法改正法「保護を必要とする子どもに関する司法関与の強化」、平成19年児童虐待防止法改正「臨検又は捜索制度の導入」など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が求められるようになった。特に法的対応は子どもの生命や安全な生活の保持にかかるため家庭裁判所の審査を経て、実施となるが、このような対応は常時起こるものではない。しかし発生した際は即時の対応が求められるため、弁護士の勤務場所を児童相談所に固定することなく、柔軟な対応を可能にするために、委託契約とした。				
	4 効 果	適宜な対応により、児童、 の遂行が可能となる。	及び児童を守る関係者の人権擁護、法を遵守した業務			
3 一括承認基準の	類 型		特定個人情報の項目			
該当の有無		類型無し	該当無し			
4 過去の類似案件						
5 諮問理由	本事業は新規事業であり、一括承認基準に該当しないため。					
6 取り扱う個人情報	別表『6「取り扱う個人情報」の項目』のとおり					
7 情報の保護	別紙1「個人情報等 特記事項」のとおり (変更した条項 別表『7「情報の保護」の項目』のとおり)					
8 審議する対象範囲	別紙2「流れ図」のうち、次の範囲である。 (1)区から受託事業者へ個人情報を提供する際の取り扱い (2)区および受託事業者が児童、保護者から必要な個人情報を収集する際の取扱い (3)区および受託事業者が収集した個人情報を家庭裁判所に提供する際の取扱い (4)区および受託事業者が収集した個人情報を警察に提供する際の扱いの取り扱い (5)区が提供又は受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取扱い					
9 委託先	契約締結を行う事業者(私人)					
10 契約締結予定日	本審議会	承認後、10月を目途とする。				

6 「取り扱う個人情報」の項目

区から事業者	当に提供する情報	理由		
	① カナ氏名			
	② 氏名			
	③ カナ通称名(外国籍の方の場合)			
	④ 通称名(外国籍の方の場合)			
	⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方の場合)			
	⑥ 生年月日			
	⑦ 年齢			
	⑧ 性別			
法的	⑨ 郵便番号・住所			
的 対	⑩ 電話番号			
応が	⑪ メールアドレス			
想	⑫ 成育歴(学歴・職歴等)			
定	⑬ 家族構成			
れ	⑭ 健康状況			
る B	⑤ 家庭生活状況 (夫婦関係、親子関係)			
近 童	16) 家庭環境			
相	① 職業・勤務先・勤務状況	□□ 司法措置を必要としている児童の値 ■護者及び親族に関する基礎的な情報で		
が想定される児童相談所	⑱ 住居所有形態	提供することは、今後の適切な対応る		
が	⑲ 建物構造(戸建、アパート、マンション、その他)	デー 行う上で必要な行為であるため。 		
関 与	⑩ 所得額・収入額・支出額			
し	② 虐待者			
てい	② 虐待種類			
	③ 具体的な虐待行為			
保 謹	② 虐待行為に関する認識			
る保護者及び	③ 戸籍謄本			
及 7.i	② 同附票			
親	② 住民票			
族	② 措置に対する態度			
[② 保護者の性格や状況			
	③ 面会、引き取り要求、児に対する思い			
	③ 施設入所後の保護者指導措置の経過や保護者の現状に関する報告書			
	③ 親権喪失等の必要性			
	③ 不服申し立てに対する弁明書			
	③ 審査請求書記載事実			
	③その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者への提供が必要であると判断したもの			

区から事業者に提供する情報 理 由 ① カナ氏名 ② 氏名 ③ カナ通称名(外国籍の方の場合) ④ 通称名(外国籍の方の場合) ⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方の場合) ⑥ 生年月日 ⑦ 年齢 8 性別 ⑨ 家族構成 ⑩ 健康状況 (既往症・アレルギー等) ⑪ 所属(学校等)・学年 ⑩ 児童の状況(成育歴等) (13) 経過記録 14 医学所見 15 障害等級 16 心理検査 ⑪ 健診・予防接種歴 ⑱ 通園・通学先での状況 対応 (19) 虐待者 が ②の 虐待の種類 想 ② 具体的な虐待行為 5 ② 児童の意思 れる児 ② 援助方針会議の決定年月日、内容 司法措置を必要としている児童の情 24) 観察記録 童 報を提供することは、適切な対応を行 相 25 会議録 う上で必要な行為であるため。 談 所 ② 措置状況(理由、年月日、変更年月日、解除年月日、停止等年月日、 が 停止等終了年月日) 関 ② 児童が在籍している施設名 与 28 支援目標等 て 29 申立書 い る 30 児童票 児 ③ 決定通知書 ② 電話聴取報告書等 ③ 医学的所見(診断書) ③4 警察署長からの通告書 ③ 写真撮影報告書 36 保健所、学校等からの報告書 ③ 陳述書 38 一時保護委託に対する費用の問題 ③ 証拠書類 4 施設入所措置をとった日がわかる資料(措置決定書等) 41) 自立支援計画票等 42 施設入所後の指導経過票 43 抗告申立書 44) 親権者等による不当に妨げる行為 45 担当児童相談所·担当児童福祉司名 (46) その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者へ の提供が必要であると判断したもの

2 委託先が区	と連携して収集する情報	理由			
	① カナ氏名				
	② 氏名				
	③ カナ通称名(外国籍の方の場合)				
	④ 通称名(外国籍の方の場合)				
	⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の方の場合)				
	⑥ 生年月日				
	⑦ 年齢				
法	⑧ 性別				
的	⑨ 郵便番号・住所				
対 応	⑪ 電話番号				
が	⑪ メールアドレス				
想 定 さ	① 成育歴(学歴・職歴等)				
さ れ	③ 家族構成				
る	④ 健康状況				
児童	⑤ 家庭生活状況(夫婦関係、親子関係)				
相	⑥ 家庭環境	- 			
談所	① 職業・勤務先・勤務状況	者及び親族に関する情報を把握するこ			
が	⑱ 住居所有形態	**とは、適切に対応するために必要な行 *** - 為であるため。			
関 与	③ 建物構造(戸建、アパート、マンション、その他)				
して	② 所得額・収入額・支出額				
い	② 虐待者				
る 保	② 虐待種類				
護	② 具体的な虐待行為				
者 及	② 虐待行為に関する認識				
び	② 戸籍謄本				
親族	② 同附票				
	② 住民票				
	② 措置に対する態度				
	② 保護者の性格や状況				
	⑩ 面会、引き取り要求、児に対する思い				
	③ 施設入所後の保護者指導措置の経過や保護者の現状に関する報告書				
	② 親権喪失等の必要性				
	③ 不服申し立てに対する弁明書				
	④ 審査請求書記載事実				
	③その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者へ の提供が必要であると判断したもの				

7 「情報の保護」の項目

別紙1「個人情報等 特記事項」のうち変更した条項

別紙「「個人情報寺「特記事項」のうち変更した余項					
変更した条項	変更した理由				
第2条 取り扱う個人情報の範囲等 (1) 受託業務の処理のために区から提供される次の個人情報等 (2) 受託業務の処理のために収集する次の特定個人情報	特定される範囲の内容を明らかにした。 6「取り扱う個人情報」のとおり				
第8条 複写又は複製の制限	業務処理上、必要であると認められるため、ただし書 の規定を設けて、複写又は 複製を「禁止」から 「制 限」とした。				
第9条 持ち出しの制限	業務処理上、必要であると認められるため、ただし書 の規定を設けて、持ち出しを「禁止」から 「制限」とし た。				

個人情報 特記事項

(基本的責務)

第1条 弁護士業務の受託者である〇〇(以下「乙」という。)は、個人情報の保護に関する豊島区(以下「甲」という。)の施策に協力するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、受託業務の処理に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう最大限配慮し、本個人情報特記事項を遵守しなければならない。

(取り扱う個人情報の範囲等)

- 第2条 乙は、受託業務の処理に当たっては、次に掲げる個人情報に限り取り扱うことができるものとし、当該個人情報以外の個人情報の収集、保有、使用その他の取扱いをしてはならない。
 - (1) 受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報 【法的対応が想定される児童相談所が関与している保護者及び親族】
 - ① カナ氏名
 - ② 氏名
 - ③ カナ通称名(外国籍の場合)
 - ④ 通称名(外国籍の場合)
 - ⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の場合)
 - ⑥ 生年月日
 - (7) 年齢
 - 8 性別
 - 9 郵便番号・住所
 - ⑩ 電話番号
 - ① メールアドレス
 - ① 成育歴(学歴·職歴等)
 - ③ 家族構成
 - 4 健康状況
 - (15) 家庭生活状況 (夫婦関係、親子関係)
 - 16) 家庭環境
 - ⑪ 職業・勤務先・勤務状況
 - 18 住居所有形態
 - (19) 住居の状況(戸建、アパート、マンション、その他)
 - ② 所得額·収入額·支出額
 - 21) 虐待者
 - ② 虐待種類
 - ② 具体的な虐待行為
 - ② 虐待行為に関する認識
 - 25 戸籍謄本
 - 26 同附票

- ② 住民票
- 28 措置に対する態度
- ② 保護者の性格や状況
- ③0 面会、引き取り要求、児に対する思い
- ③ 施設入所後の保護者指導措置の経過や保護者の現状に関する報告書
- ③ 親権喪失等の必要性
- ③ 不服申し立てに対する弁明書
- ③ 審査請求書記載事実
- ③ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者への提供が必要であると判断したもの

【法的対応が想定される児童相談所が関与している児童】

- ① カナ氏名
- ② 氏名
- ③ カナ通称名(外国籍の場合)
- ④ 通称名(外国籍の場合)
- ⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の場合)
- ⑥ 生年月日
- 7 年齢
- 8 性別
- 9 家族構成
- ⑩ 健康状況 (既往症・アレルギー等)
- ① 所属(学校等)・学年
- ① 児童の状況 (成育歴等)
- ① 経過記録
- ① 医学所見
- 15 障害等級
- 16 心理検査
- ① 健診·予防接種歴
- 18 通園・通学先での状況
- ⑲ 虐待者
- 20 虐待の種類
- ②1 具体的な虐待行為
- ② 児童の意思
- ② 援助方針会議の決定年月日、内容
- 24) 観察記録
- 25 会議録
- ② 措置状況(理由、年月日、変更年月日、解除年月日、停止等年月日、停止等終了年月日)
- ② 児童が在籍している施設名
- 28 支援目標等
- 29 申立書
- ③ 児童票
- ③ 決定通知書

- ③ 電話聴取報告書等
- ③ 医学的所見(診断書)
- ③ 警察署長からの通告書
- ③ 写真撮影報告書
- ③6 保健所、学校等からの報告書
- 37) 陳述書
- 38 一時保護委託に対する費用の問題
- ③ 証拠書類
- ⑩ 施設入所措置をとった日がわかる資料(措置決定書等)
- ④ 自立支援計画票等
- 42 施設入所後の指導経過票
- 43 抗告申立書
- 44) 親権者等による不当に妨げる行為
- 45 担当児童相談所·担当児童福祉司名
- ⑥ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者への提供が必要であると判断したもの
- (2) 受託業務の処理のために収集する次の個人情報

【法的対応が想定される児童相談所が関与している保護者及び親族】

- ① カナ氏名
- 2 氏名
- ③ カナ通称名(外国籍の場合)
- ④ 通称名(外国籍の場合)
- ⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の場合)
- ⑥ 生年月日
- (7) 年齢
- 8 性別
- 9 郵便番号·住所
- ⑩ 電話番号
- ① メールアドレス
- ⑩ 成育歴 (学歴・職歴等)
- ③ 家族構成
- ① 健康状況
- ⑤ 家庭生活状況 (夫婦関係、親子関係)
- 16) 家庭環境
- ① 職業·勤務先·勤務状況
- 18 住居所有形態
- (19) 住居の状況(戸建、アパート、マンション、その他)
- 20 所得額・収入額・支出額
- ② 虐待者
- ② 虐待種類
- ② 具体的な虐待行為
- ② 虐待行為に関する認識

- ② 戸籍謄本
- 26 同附票
- ② 住民票
- ②8 措置に対する態度
- ② 保護者の性格や状況
- 30 面会、引き取り要求、児に対する思い
- ③ 施設入所後の保護者指導措置の経過や保護者の現状に関する報告書
- ③ 親権喪失等の必要性
- ③③ 不服申し立てに対する弁明書
- 34) 審査請求書記載事実
- ③ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者への提供が必要であると判断したもの

【法的対応が想定される児童相談所が関与している児童】

- ① カナ氏名
- ② 氏名
- ③ カナ通称名(外国籍の場合)
- ④ 通称名(外国籍の場合)
- ⑤ 国籍・在留資格・在留期間(外国籍の場合)
- ⑥ 生年月日
- ⑦ 年齢
- 8 性別
- 9 家族構成
- ⑩ 健康状況 (既往症・アレルギー等)
- ⑪ 所属(学校等)・学年
- ① 児童の状況 (成育歴等)
- ③ 経過記録
- (14) 医学所見
- 15 障害等級
- 16 心理検査
- ⑪ 健診・予防接種歴
- ⑱ 通園・通学先での状況
- ⑲ 虐待者
- 20 虐待の種類
- ② 具体的な虐待行為
- ② 児童の意思
- ② 援助方針会議の決定年月日、内容
- 24) 観察記録
- ② 会議録
- ② 措置状況(理由、年月日、変更年月日、解除年月日、停止等年月日、停止等終了年月日)
- ② 児童が在籍している施設名
- 28 支援目標等
- 29 申立書

- 30 児童票
- ③ 決定通知書
- ③ 電話聴取報告書等
- ③ 医学的所見(診断書)
- ③ 警察署長からの通告書
- ③5 写真撮影報告書
- ③6 保健所、学校等からの報告書
- ③ 陳述書
- 38 一時保護委託に対する費用の問題
- 39 証拠書類
- 40 施設入所措置をとった日がわかる資料(措置決定書等)
- ④ 自立支援計画票等
- ② 施設入所後の指導経過票
- 43 抗告申立書
- 44) 親権者等による不当に妨げる行為
- 45 担当児童相談所·担当児童福祉司名
- ⑩ その他受託業務の処理のために必要となる個人情報で、区が事業者への提供が必要であると判断したもの
- 2 乙は、受託業務に係る個人情報を取り扱う作業責任者及び作業従事者として、氏名を あらかじめ甲に報告しなければならない。

(受託業務に従事する者の義務)

第3条 乙は、受託業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。

(セキュリティ対策の整備義務)

- 第4条 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、受託業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育を受講しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 乙は、第2条第1項各号に掲げる個人情報(以下「取り扱う個人情報」という。) を受託業務の目的以外の目的で利用してはならない。

(外部提供の禁止)

第6条 乙は、取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

(複写又は複製の制限)

第8条 乙は、取り扱う個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この限りでない。 2 乙は、甲の承認を受けて複写又は複製したときは、業務の処理終了後直ちに複写又は複製した当該個人情報を消去・破棄又は破砕等の処理を行って解読不可能な状態とし、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(持ち出しの制限)

- 第9条 乙は、取り扱う個人情報を事業所内から持ち出しをしてはならない。ただし、受 託業務の処理上必要であると認められる場合において、甲の承認を受けたときは、この 限りではない。この場合は、持ち出し記録(持ち出し事由・日時・返却日時・担当者等) を作成し、保管場所の確認を行わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の保管及び管理について施錠できる保管庫又は施錠可能若しくは入退 管理の可能な保管室に格納するなど善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情 報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

(資料等の返還義務)

第10条 乙は、受託業務が終了したときは、取り扱う個人情報が記録された資料等を、 速やかに、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告)

第 1 1条 乙は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について「個人情報 特記事項の遵守に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(監督に応じる義務)

第12条 甲は、委託業務の処理において、取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、 乙に対する必要かつ適切な監督を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

(施設等の立入検査又は調査に応じる義務)

第13条 甲は、個人情報の保護のため必要があるときは、委託業務を処理する施設等の 立入検査及び調査を行うことができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査に応じる義務)

第14条 甲は、委託業務の処理に関し、必要に応じて監査を行うことができるものとし、 乙はこれに応じなければならない。なお、甲から個人情報に係る事項に関して指摘事項 があった場合、速やかに文書にて改善策を提出し、実行しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、 証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて 当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第16条 第2条から前条までの規定に違反する行為があったときは、甲は契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、 その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第17条 第2条から第15条までの規定に違反する行為によって、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。受託業務が終了した後も同様とする。

(罰則)

- 第18条 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された豊島区個人情報等の保護に関する条例(平成12年豊島区条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1項第4号アに係る個人情報ファイルを提供したときは、条例第46条又は第48条の規定に基づき、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。
 - (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - (2) 業務を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)又は人
 - 100万円以下の罰金
- 第19条 受託業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を 図る目的で提供し、又は盗用したときは、条例第47条又は第48条の規定に基づき、 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の刑に処せられる。
 - (1) 受託業務に従事している者又は従事していた者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - (2) 業務を受託した法人又は人 50万円以下の罰金

弁護士業務実施委託の流れ

今回諮問事項

- (1)区から委託業者へ個人情報を提供する際の取り扱い
- (2)区及び受託業者が児童、保護者から必要な個人情報を収集する際の取り扱い
- (3)区及び受託業者が収集した個人情報を家庭裁判所に提供する際の取り扱い
- (4)区及び受託業者が収集した個人情報を警察に提供する際の取り扱い
- (5)区が提供又は受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取り扱い

ケース児童 保護者

(2) 個人情報の収集

(5) 提供・収集した個人情報の返還 (児童相談所) 連携 児童相談情報保管 (1) 個人情報の提供 (※①~⑨)

委託業者

(弁護士)

(3) (4) 収集した個人情報の提供

家庭裁判所(※①~⑤)

警察 (※⑥)

※提供する個人情報の内容

- ① 児童福祉法第28条により施設入所等の措置の承認を家庭裁判所に求めるケース
- ② 児童福祉法第33条の7、児童虐待防止法第11条第6項により子どもの親権者の親権喪失等の審判を行って 保護する必要があるため家庭裁判所に請求するケース
- ③ 児童福祉法第33条第5項により引き続いての一時保護の承認を家庭裁判所に求めるケース
- ④ 児童福祉法第27条第1項第4号により少年審判を求めて家庭裁判所に送致するケース
- ⑤ 児童福祉法第27条の3により強制的な措置を必要とするため家庭裁判所に送致するケース
- ⑥ 警察から捜査関係事項照会を受けたケース
- ⑦ 保護者が弁護士をつけたケース
- ⑧ 弁護士の法的知識を前提とした説得的な指導が必要なケース
- ⑨ その他、法律に関する専門的な知識経験を必要とするケース

別紙2 弁護士業務実施委託の流れ 法律条文

※提供する個人情報の内容

① 児童福祉法第28条により施設入所等の措置の承認を家庭裁判所に求めるケース

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童 の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意 に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置 を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。 ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

② 児童福祉法第33条の7、児童虐待防止法第11条第6項により子どもの親権者の親権喪失 等の審判を行って保護する必要があるため家庭裁判所に請求するケース

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百 三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これら の規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

- 第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めると きは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は 適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置 を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。
- 7 都道府県は、保護者への指導(第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号二の規定による指導をいう。以下この項において同じ。)を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。
- ③ 児童福祉法第33条第5項により引き続いての一時保護の承認を家庭裁判所に求めるケース 第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を 迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児 童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
 - ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
 - ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
 - ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得な

ければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。
- 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府 県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。)を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ① 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ② 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

④ 児童福祉法第27条第1項第4号により少年審判を求めて家庭裁判所に送致するケース

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当

該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託 して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設(第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあたつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者(第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する 場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置(第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。)若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 児童福祉法第 27 条の 3 により強制的な措置を必要とするため家庭裁判所に送致するケース 第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要と するときは、第三十三条、第三十三条の二及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致 しなければならない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を 行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をす るには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び 懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は 未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚 生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ④ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ⑤ 第三項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

弁護士の配置について①

児童福祉法 (抜粋)

第1章 総則 第四節 実施機関 第12条 第3項

> 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に 掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものに ついて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、 児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

弁護士の配置について②

児童相談所運営指針(抜粋)

第2章 児童相談所の組織と職員

第3節 職員構成

○(10) <u>法第 28 条に基づく措置の決定その他法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における</u> 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこと。

弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に 認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に 適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を 図ること等が考えられる。

(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)

第8章 各種機関との連携

第 12 節 弁護士、弁護士会との関係

- (1) 平成 16 年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、 また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、 児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。
- (2) このため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち 法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、 児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置をおこなうものとされ、 また、平成 29 年児童福祉法等改正法により、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導へ の司法関与及び一時保護に対する司法審査の導入がなされたところであり、児童相談所は、弁護 士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要 である。
- (3) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体例としては、
 - ・民法、家事事件手続法などの専門領域に関する法的知識に基づき、法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第 33 条第5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続に関する助言・指導等(これらの申立て等の代理人としての活動を含む。)
 - ・ 少年審判を求めて家庭裁判所に送致する場合における家庭裁判所との調整
 - ・ 警察からの捜査関係事項照会への対応
 - ・ 保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者 を指導すること
 - ・ 法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提に説得的な指導を行うこと等が考えられる。

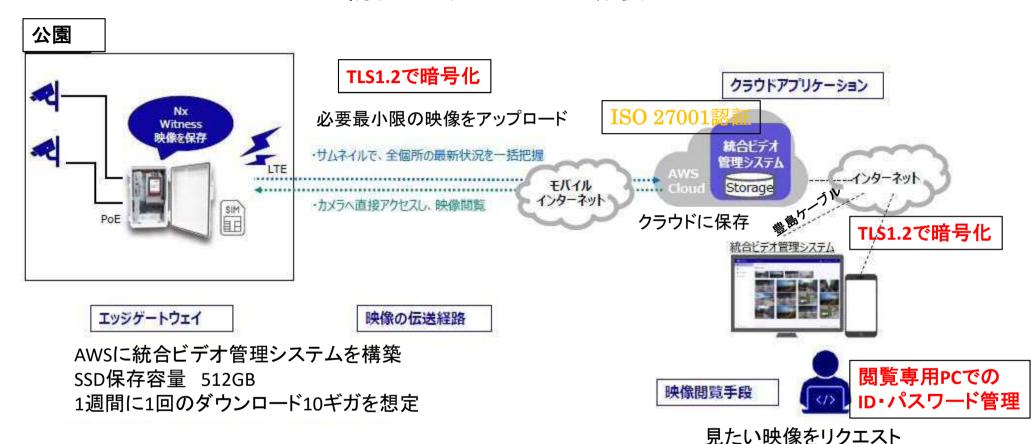
諮問資料 (電子計算機の結合)

令和4年9月8日

公園緑地課

						五国称地跃	
1 件 名	公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合						
2 業務の概要	1 内 容	公園内の防犯カメラ映像を電算処理システムと結合して、迅速に映像提 供の事務処理を行う。					
	2 対象者等	本システムの防犯カメラ映像に映った公園利用者					
	3 相手先	アマゾンクラウド (AWS)					
	4 結合方法	防犯カメラからモバイル通信でアマゾンクラウド(AWS)に結合、庁内の PCでインターネット回線にて電算処理を行う。					
	5 理 由	庁内から各防犯カメラの動作確認及び情報収集を行い、迅速に特定され た映像を提供し、区民の治安向上につなげる。					
	<u> </u>		事 例				
		類型	業務	Z 5	個人情	報の項目	
3 一括承認基準の該当 の有無	類型なし		該当なし				
4 過去の類似案件	: 該当なし						
5 諮問理由	新規事業であり、一括承認基準に該当がないため						
	電子計算機と結合するもの				理	由	
6 取り扱う個人情報	個人が特定できる映像						
7 電子計算機の結合 する時期及び期間	本審議会の承認後とする。						

防犯カメラシステムの概要



※ 赤字が通信間のセキュリティー対策

黄字がアマゾンクラウドのセキュリティー対策

4 豊政相発第 2 1 2 号 令和 4 年 8 月 2 5 日

豊島区行政情報公開·個人情報保護審議会 会 長 草 葉 隆 義 様

> 豊島区政策経営部 区民相談課長 井上 一

令和4年度 第2回 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 「諮問第9号」について(再諮問依頼)

平素より、本区政に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 令和4年度第2回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会(7月27日開催)において、ご審議いただきました「諮問第9号」について、事務局より取下げを依頼いたしましたが、同審議会でご審議いただく必要があることが判明いたしましたので、取下げを取り消し、再度諮問いたします。

記

- 1 諮問件名 諮問第9号 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る 個人情報の外部提供(資料1)
- 2 諮 問 取下げを取り消し、再諮問を依頼する
- 3 理 由 委員からの説明を受け、豊島区行政情報公開・個人情報保護 審議会への諮問を必要としない内容であると判断し、事務局 より諮問第9号を取下げとする旨発言し、委員の了承を得た が、同審議会終了後、資料等を再確認した結果、諮問すべき 内容であると判断したため。(詳細は、別紙のとおり)

【担 当】 豊島区政策経営部区民相談課行政情報グループ 真野電話03-3981-4404

諮問第9号が諮問を必要とする案件である旨、判断した理由

1. 諮問に至った経過

- (1) 令和4年4月11日付け照会文書(第二東京弁護士会)
 - ①照会内容 豊島区特定創業支援事業の申請の際に提出された各書類
 - ②照会理由 被告が原告の従業員たる地位にないことの確認等を原告は求めており、被告が原告への就労意思を有していなかったことが争点となるが、照会文書がそれを裏付ける根拠資料となるため
 - ③対応結果 豊島区個人情報等の保護に関する条例(以下、「条例」という。) 第11条第1項により外部提供できないと回答
- (2) 令和4年5月16日付け書類送付依頼(民事訴訟法226条)
 - ①照会内容 同上
 - ②照会理由 同上
 - ②対 応 条例第11条第1項第5号により審議会への諮問を依頼

2. 外部提供に係る根拠法令

(1) 弁護士法第23条の2第2項

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に 照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 民事訴訟法第 226 条

書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその 文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事 者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、 この限りでない。

3. 取下げを取り消すと判断した理由

「審議会事項についての基本的な考え方」(12答申第1号 平成12年12月22日制定、以下「基本的な考え方」という。)【諮問事項4】個人情報の外部提供(条例第11条第1項第5号関係)によれば、「外部提供は、個人の権利利益を侵害する危険性が大きいといえる。そこで、条例第11条第1項は、外部提供を原則として禁止しているが、同時に、例外的に外部提供をすることができる事由として、5つの類型(同条第1号から第5号まで)を設けている。審議会事項は同条同項第5号の規定に基づく例外事由であるが、同号の規定は、同項第1号から第4号までの規定に該当しない場合に限り適用されるものである。」と説明されている。

- 第1項 本人の同意があるとき
- 第2号 法令等に定めがあるとき
- 第3号 人の生命、身体、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- 第4号 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき

今回のケースでは、第 2 号「法令等に定めがあるとき」に該当するかどうかの判断が鍵となる。基本的な考え方によれば、第 2 号について、以下のとおり説明がされている。

ア 「法令等」とは、法律、命令、他の条例又は規則をいい、国等の通達、区 の機関の訓令及び要綱を含まない。

イ 外部提供は、個人の権利利益を侵害する恐れが高いものであるから、「法令等に定めがあるとき」とは、法令等に「報告、通知等を義務付ける旨の規定」 又は「外部提供を命ずる旨の規定」のように強制力を有する規定がある場合の みをいうものと解釈すべきである。

なお、「調査 (照会) することができる」又は「報告を求めることができる」 旨の行政機関等の共助規定については、当該規定に強制力はなく、外部提供を する実施機関側に裁量の余地が残されているため、当該規定に基づいて外部提 供をするときは、個々のケースにおいて、個人情報の保護の必要性と公益性と を比較衡量していかざるを得ない。したがって、<u>当該規定に基づいて外部提供</u> するときは、本号の規定により「法令等に定めがある」とはせずに、第 5 号の 規定により処理することとする。

今回ご提供いただいた資料(別添2)によれば、「裁判所から官公署に対する調査嘱託・送付嘱託については、嘱託に応じるべき一般法上の義務があると解されており、行政機関等個人情報保護法上も「法令に基づく場合」に該当すると解される」とされているが、これは、条例及びその解釈を審議会において定めた内容と反するものである。現行、豊島区における個人情報の取扱いについては条例及び審議会における答申の内容に縛られると考えられることから、諮問第9号については、審議会による判断を受け、送付委嘱に対応すべきと考えたため、前回の審議会において依頼した取下げを取り消す。

なお、審議会には個別に諮問し、その意見を聴くことを原則とするが、業務の中には、国等からの照会等であって、業務の執行上個人情報の提供が求められるものがあり、これらの場合、個別かつ事前に審議会に諮問し、その意見を聴くことは困難であることから外部提供を認めてよい場合を類型化し、事前に一括承認を与えられているが、今回の内容は、一括承認基準の類型及び業務には該当するものの、項目に該当するものがないことを確認してある。

報告1-①(別添1)

1 2 答申第 1 号 (平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日制定)
1 8 答申第 2 号 - 2 (平成 1 8 年 1 1 月 7 日 一部改正)
2 2 答申第 1 3 号 (平成 2 3 年 1 月 1 9 日 一部改正)
2 7 答申第 1 2 号 (平成 2 8 年 3 月 2 3 日 一部改正)
2 9 答申第 2 号 (平成 2 9 年 5 月 2 3 日 一部改正)
2 9 答申第 3 号 (平成 2 9 年 9 月 8 日 一部改正)
3 0 答申第 1 4 号 (平成 3 1 年 4 月 1 日 一部改正)
令元答申第 1 1 号 (令和元年 9 月 1 1 日 一部改正)

答 申

審議会事項についての基本的な考え方

(抜粋)

【諮問事項4】個人情報の外部提供(条例第11条第1項第5号関係)

1 審議会事項の位置付け

(1)目的外利用の場合は、個人情報が区の内部にとどまるのに対して、外部提供の場合は、個人情報が区の管理から離れ、散逸する可能性があるため、外部提供は、目的外利用以上に、個人の権利利益を侵害する危険性が大きいといえる。

そこで、条例第11条第1項は、外部提供(個人情報を区の機関及び本人以外のものに提供することをいう。以下同じ。)を原則として禁止しているが、同時に、例外的に外部提供をすることができる事由として、5つの類型(同項第1号から第5号まで)を設けている。

なお、同項の「区の機関」とは、執行機関及び議決機関を含む区のすべての機関を総称するものである。したがって、同項の「区の機関及び本人以外のもの」には、国、他の地方公共団体その他の団体及び本人以外の個人が該当することになる。

(2) 審議会事項は、条例第11条第1項第5号の規定に基づく例外事由であるが、同号の規定は、同項第1号から第4号までの規定に該当しない場合に限り適用されるものである。

したがって、同項第5号の規定の射程範囲は、同項第1号から第4号までの規定の射程範囲により画定されるため、まず、後者の規定の射程範囲について確認する。

2 条例第11条第1項第1号から第4号までの例外事由

(1) 第1号

本号は、「本人の同意があるとき」を例外事由としている。

これは、実施機関が本人の同意を得て外部提供をするときは、本人の権利利益に 不測の侵害は生じないと考えられるため、外部提供禁止の原則の例外を認めたもの である。

- ア 「本人の同意があるとき」とは、外部提供をすることについて、本人が文書又 は口頭により同意している場合をいう。
- イ 本人が使用目的、提供先等を限定したうえで同意したときは、その同意の範囲 内においてのみ外部提供をすることができるものである。

(2) 第2号

本号は、「法令等に定めがあるとき」を例外事由としている。

これは、法令等に外部提供を認める旨の規定があるときは、当該外部提供の妥当性は当該法令等の制定の際に前提とされていることから、外部提供禁止の原則の例外を認めたものである。

ア 「法令等」とは、法律、命令、他の条例又は規則をいい(条例第5条第1項第

1号参照)、国等の通達、区の機関の訓令及び要綱を含まない。

イ 外部提供は、目的外利用以上に、個人の権利利益を侵害するおそれが高いものであるから、「法令等に定めがあるとき」とは、法令等に「報告、通知等を義務付ける旨の規定」又は「外部提供を命ずる旨の規定」のように強制力を有する規定がある場合のみをいうものと解釈すべきである。

なお、「調査 (照会) することができる」又は「報告を求めることができる」旨の行政機関等の共助規定については、当該規定に強制力はなく、外部提供をする実施機関側に裁量の余地が残されているため、当該規定に基づいて外部提供をするときは、個々のケースにおいて、個人情報の保護の必要性と公益性とを比較衡量していかざるを得ない。したがって、当該規定に基づいて外部提供をするときは、本号の規定により「法令等に定めがある」とはせずに、第5号の規定により処理することとする。

(3) 第3号

本号は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむ を得ないと認められるとき」を例外事由としている。

これは、緊急の事態においても外部提供の禁止の原則を貫いたのでは、かえって 人の生命、身体等の安全を欠くことになる場合があるため、外部提供禁止の原則の 例外を認めたものである。

- ア 「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する」とは、地震等の災害による生命、身体、健康、生活又は財産に対する侵害のほか、犯罪等の人為的危険から個人を守ることをいう。
- イ 「緊急かつやむを得ない」とは、生命、身体、健康、生活又は財産に対する侵害を回避するためには当該個人情報が必要であるが、当該侵害が現に存在するか、 又は間近に押し迫っているために本人の同意を得ることができず、かつ、他に適当な手段がないことをいう。

(4) 第4号

本号は、「当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき(本人の意思に反して公にされていると認められるときを除く。)」を例外事由としている。これは、外部提供をしようとする個人情報が本人の意思に反することなく公にされていると認められるときは、本人の権利利益を侵害するおそれが少なく、また、このような個人情報の外部提供について本人に同意を求めることは、本人にとっても煩わしいことであるため、外部提供禁止の原則の例外としたものである。

ア 「出版、報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオ等 により、不特定多数の者が知り得る状態にあることをいう。

なお、「出版、報道等」の「等」には、不動産登記簿の閲覧や講演会、演説会、 公開の会議等における発表、説明等のように不特定多数の者が知り得る状態にあ るものが含まれる。また、会員名簿、同窓会名簿等のように特定の範囲に限定して配布されているものは、「公にされている」とはいえない。

イ 「本人の意思に反して公にされていると認められる」とは、公にすることが本 人の権利又は正当な利益を侵害するおそれがあり、かつ、公にすることについて 本人が何ら関与又は同意をしていないにもかかわらず、公にされていると認めら れることをいう。

3 審議会事項についての基本的考え方

- (1)条例第11条第1項第5号は、「前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」を例外事由としている。したがって、外部提供をするときは、同項第1号から第4号までの規定に該当しない限り、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
 - ア「公益上」とは、区民一般あるいは社会公共の利益になることをいう。
 - イ 「公益上特に必要がある」とは、外部提供によって公益ばかりでなく当該個人情報の本人の利益にもなる場合及び外部提供によってもたらされる公益と否定的な影響を受ける本人の利益とを比較して、前者の価値が高い場合をいう。特に後者の認定に当たっては、安易に「公益」を重視するのではなく、外部提供によってもたらされる利益の内容や外部提供が必要とされる程度と、当該個人情報の内容及び性質、外部提供の相手方の性格、使用目的及び使用方法その他諸般の事情を比較衡量しなければならない。
- (2) 審議会の審議において考慮すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 当該外部提供に公益上特に必要か。
 - イ 当該外部提供が業務の目的達成に必要最小限のものか。
- (3) 審議会には、個別に諮問し、その意見を聴くことを原則とする。しかし、業務の中には、国、他の地方公共団体等からの照会等であって、回答は法令等で義務付けられていないが、相手方において照会等を行う根拠法令等があり、回答されるであるうことが制度上予定されているものがある。また、法令等に根拠がない場合であっても、業務の執行上個人情報の提供が求められ、外部提供をすることがある。これらの場合に、個別にかつ事前に、審議会に諮問し、その意見を聴くことは、実際上著しく困難である。

そこで、(2)のアイの観点から外部提供を認めてよい場合を類型化し、事前に 一括承認を与えるものとする。

- (4) 事前一括承認基準は、別表のとおりとする。
 - ア この基準の「類型」及び「事例」のいずれにも該当するときは、審議会への個別の諮問は不要とする。
 - イ この基準に該当するかどうか明確に判断することができないときは、審議会に

事前に諮問するものとする。

ウ この基準は、現時点で想定される事例を例示したにとどまり、起こり得るすべての事例を網羅したものではない。

しかし、外部提供は目的外利用以上に個人の権利利益を侵害する危険性を有するものであるから、たとえ「類型」に該当し、かつ、例示の「事例」に類似する場合であっても、審議会に事前に諮問するものとする。

(3) 審議会においては、毎年、区長より条例の実施状況の報告を受けた際に、当該実施状況を踏まえ、事前一括承認基準の見直しを行うものとする。

	米 五 开山	事例	
	類型	外部提供をする業務	外部提供をする個人情報の項目
1	犯罪捜査、争訟等で捜査	犯罪の容疑、非行等に係る調査、	特別区民税・都民税に関する
	機関、裁判所、弁護士会等	照会等に回答する業務	業務に係る個人情報
	が法令等に基づいて行う照	刑事訴訟法第197条第2	
	会等に対して回答する場合	(捜査についての照会)	住民基本台帳に関する業務に
	又は争訟等の当事者である	• 刑事訴訟法第279条	係る個人情報
	実施機関が事実関係を正確	(公務所等に対する照会)	
	に反映させ、十分な主張を	· 少年法第16条第2項	印鑑登録に関する業務に係る
	尽くすため、当該争訟等に	(公務所等に対する照会)	個人情報
	関する資料を当該争訟等を	・出入国管理及び難民認定法第	
	受任した弁護士に提供する	28条第2項	戸籍に関する業務に係る個人
	場合又は裁判所若しくは審	(違反調査についての報告要	情報
	査庁に提出する場合で以下	請)	
	の要件を満たすとき。	・国際捜査共助等に関する法律	国民健康保険に関する業務に
	① 特定の事件について特	第8条第1項(検察官等の処	係る個人情報
	定の個人情報を提供する	分)	
	場合で、当該個人情報を	・国際捜査共助等に関する法律	後期高齢者医療制度に関する
	使用する目的に公益性が	第18条第8項	業務に係る個人情報
	認められ、かつ提供を受	(国際刑事警察機構への協力)	
	けなければ当該目的を達	・暴力団員による不当な行為の	生活保護に関する業務に係る
	成することが困難である	防止等に関する法律第36条	個人情報
	こと。	第4項(公安委員会の報告等)	
	② 提供する個人情報の内	• 検察審査会法第36条(照会	精神障害者手帳に関する業務
	容、当該個人情報を使用	権)	に係る個人情報
	する目的・範囲・方法そ		
	の他の事情から判断し		自立支援医療(精神通院)に
	て、本人の権利利益を不		関する業務に係る個人情報
	当に侵害するおそれがな		
	いこと。		医療施設及び医療関係者に関
			する業務に係る個人情報
			医薬品及び毒物劇物販売業に
			関する業務に係る個人情報
			環境衛生に関する業務に係る
			個人情報

住宅管理に関する業務に係る 個人情報

身体障害者(児)福祉に関す る業務に係る個人情報

知的障害者(児)福祉に関す る業務に係る個人情報

精神障害者(児)福祉に関する業務に係る個人情報

畜犬登録に関する業務に係る 個人情報

食品衛生に関する業務に係る 個人情報

金銭会計に関する業務に係る 個人情報

民事訴訟、行政事件訴訟法等に係 る調査、照会に回答する業務

- · 民事訴訟法第 1 6 3 条 (当事者照会)
- ・民事訴訟法第170条第1項、 第2項(弁論準備手続における 訴訟行為等)
- ・民事訴訟法第186条 (調査の嘱託)
- ・民事訴訟法第219条 (書証の申出)
- ・民事訴訟法第226条 (文書送付の嘱託)
- ・弁護士法第23条の2第2項 (弁護士会からの照会)
- ・行政不服審査法第33条 (物件の提出要求)

特別区民税・都民税に関する 業務に係る個人情報

住民基本台帳に関する業務に 係る個人情報

印鑑登録に関する業務に係る 個人情報

戸籍に関する業務に係る個人 情報

医療施設及び医療関係者に関する業務に係る個人情報

医薬品及び毒物劇物販売業に 関する業務に係る個人情報

		民事訴訟、行政事件訴訟及び民 事調停を行う業務 裁判の執行に関する調査、照会	環境衛生に関する業務に係る 個人情報 食品衛生に関する業務に係る 個人情報 争訟に関する業務に係る個人 情報 裁判の執行に係る個人情報
		等に回答する業務	
		・刑事訴訟法第507条	
		(公務所等に対する照会)	
2	国、他の地方公共団体等	国税・地方税に関する調査等に回	特別区民税・都民税に関する
	が、法令、要綱、通達等に	答する業務	業務に係る個人情報
	基づいてその職務の遂行の	国税徴収法第141条	
	ために行う照会等に対し回	(質問及び検査)	住民基本台帳に関する業務に
	答する場合又は実施機関が	•国税徴収法第142条	係る個人情報
	当該団体等に対しその照会	(捜索の権限及び方法)	
	を行う場合で次の要件を満	・国税徴収法第146条の2	国民健康保険に関する業務に
	たすとき。	(官公署等への協力要請)	係る個人情報
	1 当該職務の遂行に必要	・国税通則法第74条の12	人=#470001-88十7米数1-157
	かつ最小限のものであること。	(当該職員の団体に対する諮問 及び官公署等への協力要請)	が護保険に関する素務に係る 個人情報
	② 当該個人情報を使用す	・地方税法第20条の11	
	る目的に公益性があり、	(官公署等への協力要請)	 後期高齢者医療制度に関する
	かつ、提供を受けなけれ	・地方税法第298条第1項	業務に係る個人情報
	ば、当該目的を達成でき	(市町村民税に係る徴税吏員の	PICIDS IN CILIT VIII IN
	ないこと。	[[質問調査権]	医療施設及び医療関係者に関
	③ 提供する個人情報の	・地方税法第353条第1項	する業務に係る個人情報
	内容、当該個人情報を使	(固定資産税に係る徴税吏員の	
	用する目的、範囲、方法そ	質問調査権)	医薬品及び毒物劇物販売業に
	の他の事情から	・関税法第105条の3	関する業務に係る個人情報
	判断して、本人の権利利	(官公署等への協力要請)	
	益を不当に侵害するおそ		環境衛生に関する業務に係る
	れのないこと。		個人情報

報告1-①(別添2)

平成18年7月4日

各府省等行政機関等個人情報保護法担当官 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課文書総合調整係

裁判所における個人情報保護に関する問題事例について(依頼)

標記の件について、別添文書の内容を、貴府省等内において周知していただきたいので、よろしくお取り計らいください。

裁判所における個人情報保護に関する問題事例について

〇 裁判所が官庁・その他の団体に対して行う、民事訴訟法186条や家事審判規則8条に基づく調査嘱託、民事訴訟法226条に基づく送付嘱託、刑事訴訟法279条や医療観察法24条3項に基づく照会、家庭裁判所調査官が行う家事審判規則7条の2に基づく事実の調査等については、「法令に基づく場合」として、あらかじめ本人の同意を得なくても、個人情報を第三者に提供できることとされているが、本人の同意なしには提供できないと誤解し、本人の同意を求められたり、嘱託に対して回答を拒否される事例が見られる。

具体的には、家事審判規則が法令に含まれないという誤解や、調査嘱託等 は強制力がないことから、「法令に基づく場合」に該当しないという誤解が 多く見られる。

家事審判規則も最高裁判所規則として、法律に準ずるものであり、行 政機関個人情報保護法8条1項及び独立行政法人等個人情報保護法9条 1項の「法令」に含まれると解されている。

また,裁判所の調査嘱託等は法令上の具体的な根拠に基づくものであり, 「法令に基づく場合」に該当すると考えられる。

〇 「個人情報であるので」、「個人情報保護の観点から」といった理由で、本人の同意や嘱託の目的・必要性についての書面の提出を求められる事例、本人の同意が必要な理由を示さず、本人の同意がないとして回答を拒否される事例が多く見られるようになっている。

裁判所から官公署に対する調査嘱託・送付嘱託については、嘱託に応じるべき一般公法上の義務があると解されており、行政機関等個人情報保護法上も「法令に基づく場合」に該当すると解されることから、本人の同意や嘱託の目的・必要性についての書面の提出は必要ないと考えられる。なお、通常、調査嘱託等を行うにあたっては、書面により法令の根拠を示して行うこととしている。

その他の法令等に基づき,本人の同意や嘱託の目的・必要性について の書面の提出が必要であるという場合は,具体的な法令等の根拠を示し ていただきたい。 (参考)

民事訴訟法

〔調査の嘱託〕

第186条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

[文書送付の嘱託]

第226条 書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の 送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令に より文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

刑事訴訟法

〔公務所等に対する照会〕

第279条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所 又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 [事実の取調べ]

- 第24条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。
 - 2 略
 - 3 第1項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをすることができない。

4,5 略

家事審判法

[最高裁判所規則への委任]

第8条 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

家事審判規則

〔家庭裁判所調査官による調査〕

第7条の2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2, 3, 4 略

[調査の嘱託・報告の請求]

- 第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、 又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収 入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。
- ※ 裁判所の行う嘱託等の法的根拠がこれらに限られるものではない。

報告 1-2

4 豊文生発第674号 令和4年8月31日

委 員 各 位

豊島区文化商工部 生活産業課長 渡邉 圭介

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に係る 個人情報の外部提供について

第5回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会(7月27日開催)において、 表題の件についてご審議いただきありがとうございました。

この度、本件照会元である東京地方裁判所民事第 19 部より、双方和解による 裁判終了のため回答不要との連絡を受けましたので、今回の諮問は取り下げさ せていただきます。

この度は貴重なお時間の中、ご審議をいただきありがとうございました。今 後ともどうぞよろしくお願いいたします。

4 豊政相発第 2 2 4 号 令 和 4 年 9 月 8 日

委員各位

豊島区政策経営部 区民相談課長 井上 一

第2回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会「諮問第9号」について

平素より、本区政に対して格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

第2回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会(7月27日開催)において、ご審議いただきました「諮問第9号」について、事務局からの取下げを取り消すこととし、再度第3回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会においてご審議いただくことを予定しておりましたが、下記の通り再諮問を行わないことといたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 諮問件名 諮問第9号

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人

情報の外部提供

2. 諮問再諮問いたしません。

3. 理 由 照会元である東京地方裁判所民事第 19 部より、双方和解による 裁判終了のため回答不要との連絡を受けため。

> 【担 当】豊島区政策経営部区民相談課 行政情報グループ 真野 電話03-3981-4404